

通達甲（交．免本．安）第 3 号

平 成 1 5 年 2 月 1 3 日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

停止処分者講習実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、停止処分者講習実施要綱を制定し、平成15年2月14日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

東京都道路交通規則第24条の2の規定に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程（昭和48年3月31日訓令甲第8号）の一部が改正されたことなどに伴い、停止処分者講習の適正な管理及び運用を図ろうとするものである。

別添

停止処分者講習実施要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第3号に掲げる停止処分者講習（以下「講習」という。）並びに講習を受講した者の法第90条第12項又は第103条第10項の規定に基づく処分期間の短縮及び法第107条の5第3項の規定に基づく自動車等の運転禁止の期間の短縮（以下「処分期間の短縮」という。）に関する事務の処理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）及び東京都道路交通規則（昭和46年東京都公安委員会規則第9号、以下「都規則」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 短期講習 処分期間が40日未満の者に対する講習をいう。
- 2 中期講習 処分期間が40日以上90日未満の者に対する講習をいう。
- 3 長期講習 処分期間が90日以上180日以下の者に対する講習をいう。

第4 講習業務の実施体制

1 講習の実施者

講習は、運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）、島部警察署長及び東京都公安委員会から委託を受けて講習を行う者（以下「委託講習者」という。）が行うものとする。

2 講習の計画責任者

免許本部長は、講習業務の適正な運営を図るため、運転免許本部運転者教育課長（以下「運転者教育課長」という。）を計画責任者として、次の事務を行わせるものとする。

- (1) 講習計画の策定に関すること。

- (2) 講習の考査の実施に関すること。
- (3) 講習指導員に対する指導監督及び教養に関すること。
- (4) 講習教材の開発に関すること。
- (5) 講習効果の検証及び講習内容の改善に関すること。
- (6) その他講習に必要な事項に関すること。

第5 講習指導員の資格及び要件

免許本部長が適任と認める警察職員又は講習規則第7条第2項に掲げる要件を備えた者で、委託講習者が適任と認めるものを講習指導員に指定するものとする。

第6 講習の受講手続

受講申請の受理は、都規則別記様式第16の3に規定する受講申請書の提出を受け、講習手数料を徴収の上、行うものとする。この場合、講習手数料の取扱いは、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）及び東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）の定めるところにより、その適正を期するものとする。

第7 講習日における受付

1 受付開始時刻

受付は、講習開始時刻の30分前から開始するものとする。

2 受講者の確認等

受付の際は、講習を受けようとする者から道路交通法施行規則第30条の4に定める運転免許停止処分書又は警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号）第13条第4項の規定に基づく運転免許保留処分通知書若しくは自動車等の運転禁止処分書及び都規則第24条第12項に定める指定書の提出を受け、本人であることを確認した上で講習室及び座席を指定するものとする。

第8 講習種別及び学級編成

1 講習種別

講習は、次に掲げる種別により行う。

- (1) 短期講習
- (2) 中期講習
- (3) 長期講習

2 学級編成

講習は、講習種別ごとに学級を編成して行うものとし、必要により、それぞれの講習種別に応じて、次に掲げる特別学級を編成して行うものとする。

- (1) 二輪学級
- (2) 飲酒学級
- (3) 速度学級
- (4) その他の特別学級

第9 講習科目及び講習内容

1 講習科目等

講習科目、講習方法、講習時間等は、別表第1の「講習科目、時間割等に関する細目」によるものとする。

2 講習内容

- (1) 講習は、受講者が自動車等の安全な運転に関して必要な知識等を体得できるよう、適宜討議方式による指導を取り入れるほか、教本、自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を活用して行うものとする。
- (2) 自動車等の運転の適性についての診断及び指導は、コースにおける自動車等の運転及び運転シミュレーターの操作により行うものとする。

第10 再考査及び処分期間の短縮の基準

1 再考査の実施

考査の得点が50パーセントに満たない者は、その者からの申出により講習終了後に再考査を行うことができるものとする。

2 処分期間の短縮

- (1) 処分期間の短縮は、考査の成績により、別表第2の「処分期間短縮基準表」（以下「基準表」という。）に定める基準に従い行うものとする。
- (2) 次に掲げる者については、処分期間の短縮は行わないものとする。
 - ア 別表第1に定める講習時間（再受講で実施した時間を含む。）に満たない者
 - イ 考査の得点が50パーセントに満たない者（再考査を実施した結果、その得点が50パーセント以上の者を除く。）
- (3) 再考査の得点が50パーセント以上の者については、基準表の「可」の欄に定める処分期間の短縮を行うものとする。

- (4) 免許本部長及び島部警察署長は、講習の実施中に受講者に次に掲げる行為が認められ、当該受講者に対して、当該事実について指摘しても改善効果が低いと認められる場合は、その者の考査成績を直近下位の成績として評価するものとする。

この場合、本来の成績が「可」の者については、その者からの申出があれば再考査を実施するものとする。

- ア 他の受講者の迷惑となる行為
- イ 故意に講習の進行を妨げる行為
- ウ 受講意欲がないと認められる行為

第11 考査の結果報告及び処分期間短縮の決定

- 1 計画責任者は、考査終了の都度、考査の結果を、別表様式第1号の「考査結果表」により運転免許本部長に報告するものとする。
- 2 運転免許本部長は、考査の成績及び前第10の2の(4)に基づき、処分期間の短縮を決定するものとする。
- 3 島部警察署長は、考査終了の都度、速やかに運転免許本部長に考査の成績等を連絡し、処分期間の短縮について協議した上で運転免許本部長の決定を受けるものとする。

第12 講習実施結果の報告等

- 1 免許本部長は、講習終了の都度、委託講習者に対し、別記様式第2号の「停止処分者講習実施結果表」により報告を求め、講習実施状況を明らかにしておくものとする。
- 2 島部警察署長は、講習終了の都度、別記様式第3号の「停止処分者講習実施結果について」により、講習の実施結果を免許本部長に通知するものとする。

第13 短縮日数の通知

島部警察署長及び運転者教育課長は、免許本部長による処分期間短縮の決定を得た上で、講習受講者に対し、別記様式第4号の「運転免許停止期間短縮通知書」又は運転免許保留処分通知書の運転免許証保留期間短縮通知書若しくは自動車等の運転禁止処分書の自動車等の運転禁止期間短縮通知書により通知するものとする。

第14 講習受講者に対する措置

運転者教育課長は、講習受講者については、運転者管理業務処理要綱（昭和59年8月20日通達甲（交. 免本. 管）第16号）に基づき、速やかに処分短縮登録を行うものとする。

別表第 1

講習科目、時間割等に関する細目

1 短期講習

講習科目	講習細目		講習方法	時間
	四輪運転者用	二輪運転者用		
1 導入	(1) 受講上の諸注意 (2) 書類作成		講義	30分 (30分)
2 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制		講義 教本、視聴覚教材等	
3 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		
4 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任		
5 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント			
6 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚及び判断能力	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車及び物理の法則 (5) 人間の感覚及び判断能力		110分 (30分)
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車及び停車 (9) 危険な場所などでの通行 (10) 高速道路の通行 (11) 二輪車に対する注意 (12) 事故及び故障時の措置	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 速度及び車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		
8 事故事例研究に基づく安全運転の方法			発表(適宜、ディスカッション方式をとる。)	60分 (50分)
9 講習対象者別に必要	(速度学級の場合) 速度の危険性の自覚		講義 教本、視	

な安全運転 の知識	(1) 反応時間及び走行距離 (2) 速度及び視覚 (3) 速度及びブレーキ (4) 速度及びハンドル	聴覚教材等	(90分)
10 運転適性 についての 診断及び指 導①	(1) 筆記による検査及び指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断及び指導	個別的指導 運転適性 検査用紙、 診 断 結 果 表、運転適 性 検 査 器 材、視聴覚 教材等	40分 (40分)
11 運転適性 についての 診断及び指 導②	(1) 実車による診断及び指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断及び指導	実技 教本、自 動車等、運 転シミュレ ーター、視 聴覚教材等	60分 (60分)
12 面接指導		個別的指導 (適宜、デ ィスカッシ ョン方式を とる。)	30分 (30分)
13 考査			30分 (30分)
講 習 時 間 合 計			360分 (360分)

備考1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、()内の数字は、速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。

2 「運転適性についての診断及び指導①」における筆記による検査は、「科警研編 運転適性検査82-3」又はこれと同等以上のものを使用することとし、運転適性検査器材の使用による診断は、必要と認める者に対して実施するものとする。

3 「運転適性についての診断及び指導②」における運転シミュレーター操作による診断及び指導は、必要と認める者に対して実施するものとする。

4 「運転適性についての診断及び指導」及び「面接指導」については、考査後に実施することができるものとする。

5 受講人員が少ないため、四輪運転者用及び二輪運転者用の区分による学級編成が困難である場合は、講習科目の一部について、合同で行うことができるものとする。

2 中期講習

(1) 第1日目

講習科目	講 習 細 目		講習方法	時間
	四輪運転者用	二輪運転者用		
1 導入	(1) 受講上の諸注意 (2) 書類作成		講義	60分
2 道路交通 の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制		講義 教本、視 聴覚教材等	
3 交通事故 の実態	(1) 運転者に起因する 事故の実態及びその 原因分析	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例		

	(2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状	(4) 交通事故の惨状		(60分)
4 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任		
5 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント			
6 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚及び判断能力	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車及び物理の法則 (5) 人間の感覚及び判断能力		
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車及び停車 (9) 危険な場所などでの通行 (10) 高速道路の通行 (11) 二輪車に対する注意 (12) 事故及び故障時の措置	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 速度及び車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		150分 (30分)
8 事故事例研究に基づく安全運転の方法			発表(適宜、ディスカッション方式をとる。)	50分 (50分)
9 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間及び走行距離 (2) 速度及び視覚 (3) 速度及びブレーキ (4) 速度及びハンドル		講義 教本、視聴覚教材等	(120分)
10 運転適性についての診断及び指導①	筆記による検査		実習 運転適性検査用紙	40分 (40分)
11 運転適性についての診断及び指導②	実車による診断及び指導		実技 教本、自動車等、視聴覚教材等	60分 (60分)
				360分

	(360分)
--	--------

(2) 第2日目

講習科目	講習細目		講習方法	時間
	四輪運転者用	二輪運転者用		
10 運転適性についての診断及び指導①	(1) 筆記検査に基づく指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断及び指導		個別的指導 診断結果表、運転適性検査器材、視聴覚教材等	80分 (80分)
11 運転適性についての診断及び指導②	運転シミュレーター操作による診断及び指導		実技 教本、運転シミュレーター、視聴覚教材等	70分 (70分)
12 面接指導			個別的指導 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	60分 (60分)
13 考査				30分 (30分)
講習時間合計				240分 (240分)
講習時間総計				600分 (600分)

備考1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、()内の数字は、速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。

2 「運転適性についての診断及び指導①」における筆記による検査は、「科警研編 運転適性検査73-2」又はこれと同等以上のものを使用することとする。

3 「運転適性についての診断及び指導」及び「面接指導」については、考査後に実施することができるものとする。

4 受講人員が少ないため、四輪運転者用及び二輪運転者用の区分による学級編成が困難である場合は、講習科目の一部について、合同で行うことができるものとする。

3 長期講習

(1) 第1日目

講習科目	講習細目		講習方法	時間
	四輪運転者用	二輪運転者用		
1 導入	(1) 受講上の諸注意 (2) 書類作成		講義	60分 (60分)
2 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制		講義 教本、視聴覚教材等	
3 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		
4 運転者の	(1) 運転免許の意義	(1) 運転免許の意義		

社会的立場	(2) 運転者の責任	(2) 運転者の社会的責任		
5 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント			
6 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚及び判断能力	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車及び物理の法則 (5) 人間の感覚及び判断能力		
7 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車及び停車 (9) 危険な場所などでの通行 (10) 高速道路の通行 (11) 二輪車に対する注意 (12) 事故及び故障時の措置	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 速度及び車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		150分 (30分)
8 事故事例研究に基づく安全運転の方法			発表(適宜、ディスカッション方式をとる。)	30分 (30分)
9 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (1) A U D I T 及び飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響及び運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間及び走行距離 (2) 速度及び視覚 (3) 速度及びブレーキ (4) 速度及びハンドル		講義 教本、視聴覚教材等	(120分)
10 運転適性についての診断及び指導①	筆記による検査		実習 運転適性検査用紙	40分 (40分)
11 運転適性についての診断及び指導	実車による診断及び指導		実技 教本、自動車等、視	80分 (80分)

導②		聴覚教材等	
講 習 時 間 合 計			360分 (360分)

(2) 第2日目

講習科目	講習細目		講習方法	時間
	四輪運転者用	二輪運転者用		
10 運転適性についての診断及び指導①	(1) 筆記検査に基づく指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断及び指導		個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	80分 (80分)
11 運転適性についての診断及び指導②	運転シミュレーター操作による診断及び指導		実技 教本、運転シミュレーター、視聴覚教材等	80分 (80分)
8 事故事例研究に基づく安全運転の方法			発表(適宜、ディスカッション方式をとる。)	80分 (80分)
12 面接指導			個別的指導 (適宜、ディスカッション方式をとる。)	90分 (90分)
13 考査				30分 (30分)
講習時間合計				360分 (360分)
講習時間総計				720分 (720分)

備考1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、()内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。

2 「運転適性についての診断及び指導①」における筆記による検査は、「科警研編運転適性検査73-2」又はこれと同等以上のものを使用することとする。

3 「運転適性についての診断及び指導」及び「面接指導」については、考査後に実施することができる。

4 受講人員が少ないため、四輪運転者用及び二輪運転者用の区分による学級編成が困難である場合は、講習科目の一部について、合同で行うことができるものとする。

別表第2

処分期間短縮基準表

受 講 者			考査成績別短縮日数		
処分の区分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止 自動車等の運転 禁止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
	長期講習	90日	45日	40日	35日
		120日	60日	50日	40日
		150日	70日	60日	50日
		180日	80日	70日	60日
免許の保留 免許を与えた後 における免許の 効力の停止	短期講習	39日以下	受講日を除く 残り日数	処分日数の80 %に当たる日 数	処分日数の70 %に当たる日 数
	中期講習	40日 ～ 89日	処分日数の50 %に当たる日 数	処分日数の45 %に当たる日 数	処分日数の40 %に当たる日 数
	長期講習	90日 ～ 180日	処分日数の45 %に当たる日 数	処分日数の40 %に当たる日 数	処分日数の35 %に当たる日 数
注1 成績の「優」は85%以上の得点、「良」は70%以上の得点、「可」は50%以上の得点とする。 2 免許の保留及び免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は、切り捨てるものとする。					

別記様式第 1

考 査 結 果 表		
実 施 月 日	年 月 日 ()	
指 導 員		
講 習 種 別	短 期 中 期 長 期	
教 室 名	第 講習室	
受 講 人 員	名	
得 点		人 数
優	3 6 ~ 4 2	
良	3 0 ~ 3 5	
可	2 1 ~ 2 9	
不可	0 ~ 2 0	
合 計		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

年 月 日 ()

停 止 処 分 者 講 習 実 施 結 果 表

受 講 人 員			短 期		人 ()		計 人 ()		
			中 期		人 ()				
			長 期		人 ()				
講 習 実 施 状 況	講 習 区 分		人 員	講 習 室	指 導 員	摘 要			
	短 期		人 ()						
			人 ()						
			人 ()						
	中 期	1 日 目	人 ()						
		2 日 目	人 ()						
		1 日 目	人 ()						
		2 日 目	人 ()						
	長 期	1 日 目	人 ()						
		2 日 目	人 ()						
	結 果 報 告								

注 () は内数で、特別学級人員とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

通知（ ）第 号

年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

警察署長

停止処分者講習実施結果について

みだしのことについては、下記のとおり停止処分者講習を実施したので報告する。

講 習 実 施 結 果 表													
年 月 日（ ）実施											警 察 署		
指 定 人 員		人			受 講 人 員		人						
区 分	処 分 日 数	計	成 績										
			優	良	可	不可							
短 期	3 0 日	人											
中 期	4 0 日	人											
	5 0 日	人											
	6 0 日	人											
	7 0 日	人											
	8 0 日	人											
長 期	9 0 ～ 1 2 0 日	人											
	1 2 1 ～ 1 5 0 日	人											
	1 5 1 ～ 1 8 0 日	人											
受 講 者 内 訳													
種別 区分	交 通 違 反	交 通 事 故			免 許 種 別								
		人身	物件	計	大型	中型	準中型	普通	大二	普二	原付	他	計
成 人													
少 年													
計													
総 括 結 果													

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。